

## 5月 NEWS

### (1) 税制情報

25年3月決算においては、23年12月改正と24年度改正の2つの改正について影響を受けることとなります。23年12月改正では、法人税率の引下げと、減価償却制度、貸倒引当金制度などが課税ベースの拡大に伴い改正され、24年度改正では、グリーン投資減税の即時償却制度の導入や特定資産の買換え特例のいわゆる9号買換えの改正が行われました。

さらに、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(復興財確法)が制定され、法人について復興特別法人税が課せられることとなりました。

そこで、今回は法人税率の引下げと復興特別法人税について紹介します。

#### I.法人税率の引下げ

課税ベースの拡大等により財源確保を図りつつ、法人税率が引き下げられました。

中小法人	年 800 万円以下の部分：15% 年 800 万円超の部分：25.5%
中小法人以外	25.5%
適用時期	平成 24 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度

#### II.復興特別法人税制度

##### 1.概要

この制度は、所得金額に対する法人税の額の10%の税率を乗じて計算した復興特別法人税を法人税と同時期に申告・納付を行うものです。

なお、源泉徴収された復興特別所得税がある場合や、外国税額控除の控除限度超過額がある場合は、復興特別法人税から控除することができます。

##### 2.適用時期

法人の平成24年4月1日から平成27年3月31日までの期間内に最初に開始する事業年度開始の日から3年経過日までの期間内の日の事業年度(以下、「課税事業年度」という。)について適用されます。

### 3.課税標準

課税標準は、各課税事業年度の課税標準法人税額で、新設法人、事業年度の変更などの場合を除き、各課税事業年度の基準法人税額となります。

基準法人税額は、以下の算式で算出されます。

$$\begin{aligned} \text{基準法人税額} &= \text{「課税所得} \times \text{法人税率}」 \\ &- \text{「研究開発税制やグリーン投資減税などの税額控除額合計額}」 \\ &- \text{「連結納税の承認取消に係る税額控除加算額}」 \end{aligned}$$

### 4.復興特別法人税額

復興特別法人税の額は、「課税標準法人税額（基準法人税額）×10%」となります。

### 5.復興特別所得税額控除

#### ①概要

内国法人が各課税事業年度において課される復興特別所得税は、復興特別法人税の額から控除することができます。

#### ②税額控除を適用しない場合

復興特別所得税額控除を適用しない額がある場合、適用しない復興特別所得税の額については、法人税の課税所得の計算上損金算入となります。

#### ③法人事業税の所得割

法人税で損金算入された所得税額について、法人事業税の所得割では損金不算入となる。しかし、法人税で損金算入された復興特別所得税額について、法人事業税の所得割でも損金算入となります。

### 6.申告・納付

#### ①原則

法人は、各課税事業年度終了の日の翌日から 2 月以内に、税務署長に対し申告書を提出し、復興特別法人税の額を国に納付しなければなりません。

#### ②申告期限延長特例

法人税において申告期限延長特例を適用している場合、届出等なしに自動的に復興特別法人税についても申告期限延長特例が適用されます。

### ③赤字法人の申告

課税標準法人税額がない場合は復興特別法人税について申告の必要はありません。

#### ※加算税

課税標準法人税額がなく、復興特別法人税の申告書を提出していない法人について調査等で加算税が生じることとなった場合、法人税の期限内申告が行われたかどうかにかかわらず、復興特別法人税については無申告加算税が課されることとなります。

ただ、課税標準法人税額が 0 の申告（ゼロ申告）をすれば、加算税は過少申告加算税と扱われます。

## 7.還付

復興特別所得税額について、復興特別法人税から控除しきれなかった金額がある場合、税額還付が受けられる。申告書の提出のない赤字法人について、税額還付を受けるには、申告書の提出が必要となります。

### (2) 5月の主な税務

5月の申告や提出の主なものは以下の通りになりますのでご確認下さい。

提出期限等	内容
5月10日	4月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納期限
5月15日	特別農業所得者の承認申請の申請期限
県の条例で定める日	自動車税の納付 鉾区税の納付
5月31日	3月決算法人の確定申告
5月31日	3・6・9・12月決算法人と個人事業者の3ヶ月ごとの期間短縮に係る消費税の確定申告
5月31日	法人・個人事業者の1ヶ月ごとの期間短縮に係る消費税の確定申告
5月31日	9月決算法人の中間申告
5月31日	消費税の年税額が400万超の6・9・12月決算法人の3ヶ月ごとの中間申告
5月31日	消費税の年税額が4800万超の2・3月決算法人を除く法人・個人事業者の1ヶ月ごとの中間申告
5月31日	確定申告税額の延納の届出に係る延納税額の納付

### (3) スタッフの一言

5月になり、私たちの繁忙期である3月決算法人の確定申告時期を迎えました。  
忙しい時期ではありますが、体調には十分に気をつけて、少しでもみなさまのお役に立てるように努力して参りますので、今後ともよろしくお願ひします。

(担当 青木)